

年金記録訂正請求に係る答申について

関東信越地方年金記録訂正審議会
(東京都担当部会)
令和8年2月5日答申分

○答申の概要

年金記録の訂正を不要としたもの	1件
厚生年金保険関係	1件

厚生局受付番号 : 関東信越(東京)(受)第2500522号
厚生局事案番号 : 関東信越(東京)(厚)第2500093号

第1 結論

請求期間について、請求者のA社における厚生年金保険被保険者資格の取得年月日の訂正を認めることはできない。

第2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏名 : 男
基礎年金番号 :
生年月日 : 昭和19年生
住所 :

2 請求内容の要旨

請求期間 : 昭和38年10月26日から昭和39年2月1日まで

私は、A社において昭和38年10月26日から臨時雇用員として勤務していたが、昭和39年2月1日が厚生年金保険の資格取得年月日とされており、請求期間が厚生年金保険の被保険者期間となっていない。

間違いなく昭和38年10月26日から勤務していたので、年金記録を訂正してほしい。

第3 判断の理由

請求者から提出された履歴書及び臨時雇用員就労カードにより、請求者は、請求期間において、臨時雇用員としてA社に勤務していたことが確認できる。

しかしながら、A社に係る事業所別被保険者名簿及び適用事業所名簿により、同社は、昭和38年11月1日に厚生年金保険の適用事業所になっており、請求期間のうち同日より前の期間においては適用事業所になっていないことが確認できる。

また、昭和39年2月1日にA社において厚生年金保険被保険者資格を取得した請求者と同年齢の者38人に照会し、27人から回答があったところ、このうちの24人が同日よりも前に臨時雇用員として採用された旨回答していることから、同社では、臨時雇用員について、必ずしも雇入と同時に厚生年金保険に加入させる取扱いではなかったことがうかがえる。

さらに、照会回答者のうちの3人は、厚生年金保険被保険者資格取得年月日より前の期間に係る厚生年金保険料の控除はなかった旨回答しており、そのほかに控除されていた旨回答した者もない上、A社の事業を引き継いだB社、C社の事業を引き継いでいるD社及びE組合からは、請求者の請求期間における臨時雇用員の社会保険に係る資料の提出もない。

加えて、請求者から提出された臨時雇用員雇用契約書の「健康保険手帳番号」欄に記載があることから、当該契約書が交わされた昭和39年1月1日時点においては、請求者は日雇労働者健康保険の被保険者であったことが推認できる。

このほか、請求者の請求期間に係る厚生年金保険料の控除を確認できる関連資料及び周辺事情がない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、請求者が厚生年金保険被保険者として請求期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。